

受診勧奨（重症化予防）事業の実施について

共済組合では、組合員の生活習慣病の重症化を予防するため受診勧奨（重症化予防）事業を以下のとおり実施しています。

対象の組合員のご自宅あてに **12月8日**に医療機関の受診勧奨通知等を送付いたしましたので、対象の方はぜひご利用ください。

1 受診勧奨（重症化予防）事業の概要

特定健康診査の結果、血圧等の検査値が受診勧奨値以上、かつ、医療機関未受診の方に対し受診勧奨通知を送付します。

2 委託先、対象者、実施方法等

(1) 委託先

株式会社 法研

(2) 対象者

特定健康診査の次の検査項目が1つでも受診勧奨値以上に該当し、医療機関未受診の組合員の方が対象です。

なお、腹囲・BMI が肥満に該当されている方は除きます。

検査項目		受診勧奨値
血圧	収縮期	140mmHg 以上
	拡張期	90mmHg 以上
脂質	中性脂肪	300mg/dl 以上
	HDL コレステロール	39mg/dl 以下
血糖	空腹時血糖	126mg/dl 以上
	HbA1c (NGSP 値)	6.5%以上

(3) 実施方法

- ① 委託先より対象者の自宅（共済組合登録住所）あてに受診勧奨通知を送付します。
- ② 受診勧奨通知に同封されている「結果連絡票」を返信していただいた方には、返信内容により委託先の保健師が電話による保健指導を実施します。

山梨県市町村職員共済組合
担 当：保健課 保健担当 保坂
T E L：055-232-7311